

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、平成〇年〇月〇日からは会社Cセンターに配属され、センター長として就労していた。

請求人の成年後見人（以下「後見人」という。）によると、請求人は、平成〇年〇月〇日、取引先メーカーを接待する行事の下見のためにDへ出張し、翌〇日、下見目的のゴルフを行っていたところ、途中で気分が悪くなり、帰路につく途中の飛行機の中で体調が悪化したという。その後、E空港到着と同時に救急車でF病院に搬送され、「脳炎、脳ヘルニア」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病を発症したのは、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対し療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 後見人は、長年にわたる長時間労働と業務によるストレスにより請求人の免疫力が低下し、本件疾病を発症した旨主張するので、検討すると、以下のとおりである。

(2) 本件疾病については、現在の医学的知見により一般的に業務との相当因果関係が認められている労働基準法施行規則第35条に基づく別表第1の2第1号から第10号までのいずれにも列挙されていない疾病であることから、同第11号「その他業務に起因することが明らかな疾病」に当たるか否かを判断することとなる。そして、業務に起因することが明らかな疾病に当たると認められるためには、業務と本件疾病との間に相当因果関係があることが証明される必要がある。

(3) そこで、本件疾病の発症原因について、医学的意見をみると、以下のとおりである。

ア G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、脳炎の成因に関しては各種検索を行ったが、同定はできなかつたとし、脳ヘルニアは、脳炎による脳浮腫が高度であり、発熱も伴って増悪した結果と考えたと述べている。

イ H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、頭部MRIにて広範な皮質の腫張とその後の急速な萎縮が認められ、ヘルペス脳炎が疑われたが、抗体値の上昇はなく、また、ヘルペスDNAも陰性で自己免疫性脳炎の可能性も推測されたが、確定診断には至っていない旨や、本件は、原因不明の脳炎であつて、海外出張などの記録もないことから業務との間に因果関係を見

いだせない旨を述べている。

ウ I 医師は、平成〇年〇月〇日労働基準監督署受付意見書において、脳炎の成因は特定できないとし、また、脳ヘルニアは脳炎による脳浮腫が高度であり、発熱を伴って増悪した結果と考えると主治医の意見は妥当なものと思料する旨や、請求人の脳炎、脳ヘルニアの発症と業務との間に因果関係は見いだせない旨を述べている。

エ J 医師は、平成〇年〇月〇日付け鑑定書において、症状、臨床経過、検査結果、画像診断結果から脳炎の診断に間違いはなく、細菌性、ウイルス性、真菌性の脳炎がある中で、請求人の場合、髄液検査所見等からウイルス性脳炎と診断するのが妥当であるが、ウイルスは同定されていない旨や、画像診断所見から大脳、脳幹部に著明な浮腫が認められ、そのために脳ヘルニアを発症した旨、さらには、請求人の時間外労働時間は長時間であり、身体的、精神的負荷があったと想定されるが、脳炎の発症にはウイルスのばく露、個体の特性等多数の要因が関与するところ、請求人は原因不明のウイルス感染により脳炎を発症したものであり、業務との因果関係は認められないとするのが妥当である旨を述べている。

(4) 以上の医学的意見を踏まえると、請求人に発症した脳炎は、ウイルス性脳炎であるものの、ウイルスの種類は同定されておらず、また、脳ヘルニアは、当該ウイルス性脳炎による浮腫に伴い発症したものとみるのが医学的に妥当であると認められる。

そうすると、本件疾病の原因たるウイルスについては同定されておらず、また、その感染の態様も明らかでないことから、業務、すなわち労働の場で感染したのか、それ以外の日常生活の場で感染したのかも不明であると判断せざるを得ない。仮に労働の場で感染したものであるとしても、免疫力の低下による脳炎発症への影響の有無・度合いも不明といわざるを得ない。

したがって、請求人が、後見人の主張するように、仮に長時間労働に従事していたとしても、当審査会としては、業務と本件疾病との間に相当因果関係は認められないものと判断する。

後見人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。